

MIRACLE Vul Hammer 利用約款 変更点一覧

2026 年 10 月 1 日改定

新版での条項	旧版での条項	変更点
第 9 条（知的財産権）	第 9 条（知的財産権の保有）	本サービスに含まれる特許権等（著作権を除く）の当社帰属（第 1 項）、契約者の従業員による発明等の権利移転（第 2 項）、第三者の特許権等の適法な使用許諾取得努力義務（第 3 項）、および第三者の権利侵害問題発生時の対価返金・提供中止規定（第 4 項）を詳細化しました。
第 10 条（著作権）	なし	本サポートに基づく著作権の当社帰属、および本サポート提供に必要な範囲での利用許諾（対価はサポート対価に含まれる）を明記しました。
第 11 条（本サポートサービスの内容）	第 10 条（本サポートサービスの内容）	旧約款から条項番号が繰り下がりました（規定内容に変更はありません）。
第 12 条（契約者の義務）	第 11 条（契約者の義務）	旧約款から条項番号が繰り下がりました（規定内容に変更はありません）。
第 13 条（保証）	第 12 条（保証）	旧約款から条項番号が繰り下がりました（規定内容に変更はありません）。
第 14 条（損害賠償の範囲）	第 13 条（損害賠償の範囲）	旧約款から条項番号が繰り下がりました（規定内容に変更はありません）。
第 15 条（契約の失効）	第 14 条（契約の失効）	旧約款から条項番号が繰り下がりました（規定内容に変更はありません）。
第 16 条（契約の解除）	第 15 条（契約の解除）	旧約款から条項番号が繰り下がりました（規定内容に変更はありません）。
第 17 条（譲渡）	第 16 条（譲渡）	旧約款から条項番号が繰り下がりました（規定内容に変更はありません）。
第 18 条（遅延損害金）	なし	金銭債務の支払遅延があった場合、年 14.6%（年 365 日の日割り計算）の遅延損害金の規定を追加しました。
第 19 条（個人情報管理）	なし	個人情報の善管注意義務・目的外利用禁止（第 1 項）、事故発生時の当社免責と契約者負担（第 2 項）、ISMS/JISQ27001 等に準拠した管理計画策定および体制構築義務（第 3 項）、アクセス制限・第三者提供禁止（第 4 項）、法令遵守

		(第5項)、同意なしでの公表権限(第6項)を規定しました。
第20条(秘密保持義務)	第17条(秘密情報の管理)	秘密情報の定義と除外5号(第1項)、目的外利用・事前承諾なし第三者開示の禁止(第2項)、ID等の管理責任(第3項)、資料持ち出し等の事前書面承諾要件(第4項)、公権力からの開示請求時の手続き(第5項)、契約終了時の返還・消去・証明書提出義務(第6項)を明記しました。
第21条(第三者による情報の取り扱い)	第18条(第三者による情報の取り扱い)	旧約款から条項番号が繰り下がりました(規定内容に変更はありません)。
第22条(独立当事者としての関係)	第19条(独立当事者としての関係)	旧約款から条項番号が繰り下がりました(規定内容に変更はありません)。
第23条(反社会的勢力の排除)	第20条(反社会的勢力の排除)	表明保証(第2項)、委託先・再委託先が該当した場合の解除措置要件(第3項)、不当介入発生時の拒否および当社への報告・協力義務(第4項)、違反時の無催告解除権(第5項)、解除に伴う損害賠償・免責(第6項)を盛り込みました。
第24条(輸出規制)	第21条(輸出関連法令の遵守)	旧約款からタイトルが変更され、条項番号が繰り下がりました。
第25条(条項の分離性)	第22条(条項の分離性)	旧約款から条項番号が繰り下がりました(規定内容に変更はありません)。
第26条(完全合意)	第23条(完全合意)	旧約款から条項番号が繰り下がりました(規定内容に変更はありません)。
第27条(準拠法及び合意管轄)	第24条(準拠法、裁判管轄)	旧約款からタイトルが変更され、条項番号が繰り下がりました。
第28条(不可抗力)	第25条(不可抗力)	不可抗力事由の具体的列挙(地震、津波、疫病、テロ等)が追加され(第1項)、不可抗力が60日以上継続した場合の書面通知による契約解除権を新設しました(第2項)。
第29条(存続条項)	第26条(存続条項)	条項再編に伴い、存続対象として指定される条項番号を更新しました(第9条、第10条、第13条、第14条、第17条、第20条、第23条、第27条、第28条)。